

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

平成30年10月1日

京都市長 門川 大作

「京都市旅館の魅力を発信するマンガ」作成に関する業務委託応募要領

1 委託業務

「京都市旅館の魅力を発信するマンガ」作成に関する業務

2 委託業務内容

「京都市旅館の魅力を発信するマンガ」の作成

※ 詳細は（別紙1）業務委託仕様書のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）まで

(4) 委託費の支払条件

精算払い

(5) その他

受託候補者となった者は、その地位及び権利を譲渡できないものとし、契約締結後、当該委託業務の全てを再委託することを禁止する。ただし、その一部を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。

4 応募資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

(1) 本委託業務の趣旨及び内容を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

(2) 京都市の競争入札参加有資格者であること。競争入札参加有資格者以外の者にあつては、次のア〜クに掲げる資格を有し、かつ以下の書類を提出すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する

る者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ク 京都市暴力団排除条例第24号に規定する員等又は同5京都市暴力団排除条例第24号に規定する員等又は同5京都市暴力団排除条例第24号に規定する員等又は同5京都市暴力団排除条例第24号に規定する員等又は同5京都市暴力団密接関係者でないこと。

【提出書類】

①登記簿謄本（履歴事項全部証明書）②印鑑証明書③納税証明書（国税等、京都市税（該当者のみ））④調査同意書（水道料金・下水道使用料）⑤使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

※ 書類の請求先等の詳細は、以下ホームページで御確認ください。

【京都市入札情報館】

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/sinsei-wto30.htm>

(3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用している者

(9) (8) に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。

(10) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 参加資格の停止

参加資格があると認めた者が、次の（１）～（３）に該当することとなったときは、参加を取り消すこととする。

- （１）審査日までに、京都市契約事務規則第２条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。
- （２）審査日までに、本件プロポーザルに参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- （３）その他市長が特にプロポーザルに参加させることが不相当であると認めたとき。

6 応募方法

（１）申請に当たっての提出書類

申請に当たっての提出書類は以下のとおりとする。様式はホームページ「京都市情報館」の以下のページからダウンロードすること。

<京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」産業観光局>

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

（提出書類及び提出部数）

① 応募申請書（様式１） １部

② 提案書 ６部

（別紙２）「受託候補者選定審査基準」及び「企画提案書作成要領」に基づき作成し、紙ベースで提出すること。

なお、提案書には、社名・団体名は記載しないこと。

③ 共同事業体協定書の写し（共同事業体として提案する場合のみ。任意様式） １部

④ 最近２箇年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前３箇月以内に発行：写し不可）

⑤ 京都市内の法人の場合は、最近２箇年分の住民税及び固定資産税の納税証明書（提出日前３箇月以内に発行：写し不可）

（２）提出期限

平成３０年１０月１５日（月）午後５時（必着）

ただし、直接持参する場合の受付は、平日の午前９時から午後５時までとする。また、提出期限経過後においては、差し替え等、提出書類の内容の変更は受け付けない。

（３）提出方法

上記期限までに、後述「１１ 担当部署」まで直接持参又は郵送（書留）することとし、郵送の場合は、その旨を事前に電話又は電子メールで連絡すること。

（４）注意事項

ア 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には失格とする。
なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 見積金額が委託金額限度額を超えているもの。
- ・ 提案内容が業務委託仕様書を満たしていないもの。

ウ 業務の一部を再委託する場合、その業務内容と範囲、再委託先を企画提案書に記載すること。

7 受託候補者の選定方法

(1) 応募者から提出された提案書をもとに「受託候補者選定審査基準」に基づいて項目別に評価し、合計点が最も高い者を受託候補者として選定する（応募者が1社の場合は、合計点が満点の6割以上の場合に受託候補者とする）。

なお、選考経過等に関する問合せには一切応じない。

(2) 受託候補者の選定は平成30年10月下旬を予定している。受託候補者の選定後、選定の結果、選定した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を、京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」産業観光局ページ上に公開する。

8 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）までとする。

(3) 契約の締結等

ア 受託候補者と契約条件・内容（契約金額を除く）を確認及び協議のうえ、契約を締結する。

イ 受託候補は、本市から所定の契約書を送付してから2週間以内に契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結しない。この場合、次点の者を受託候補者とする。

9 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又はFAX、電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、

軽微な質問についてはこの限りでない。なお、FAX、電子メールの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

(1) 提出先

後述「1.1 担当部署」まで

(2) 提出期間

平成30年10月1日(月)から平成30年10月5日(金)までの午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質疑への回答は、平成30年10月10日(水)までに京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」産業観光局ページ上に公開することによって行う。

1.0 その他

- (1) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には応募者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

1.1 担当部署

〒600-8847

京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階

京都市産業観光局 観光MICE推進室(担当 藤岡, 志水)

TEL 075-746-2255 FAX 075-213-2021

(様式1)

応 募 申 請 書

平成 年 月 日

(宛先)
京 都 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の件に係る公募について応募申請します。

なお、応募時点で代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことや京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないことなど本業務への応募資格を有すること、添付した書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 「京都市旅館の魅力を発信するマンガ」作成に関する業務委託
- 2 添付書類 提案書 (任意様式)
- 3 連絡先 担当部署名
担 当 者
電 話 番 号
E - mail